

中野区立学校在籍以外の学齢期児童生徒がいる保護者支援方法の変更について

令和6年1月26日に教育委員会にて報告した「中野区立学校在籍以外の学齢期児童生徒がいる保護者への支援について」の内容について、実施方法等を変更するため、改めて下記のとおり報告する。

1 目的

中野区立学校以外に在籍する学齢期児童生徒の保護者に対して区立学校の給食費相当の支援を行うことにより、物価高騰の影響を軽減するとともに、子育て支援策の一つとして保護者の負担軽減を図る。

2 対象となる児童生徒の考え方

基準日(令和6年10月1日)に、中野区立学校在籍以外の学齢期児童生徒及び中野区立学校在籍者で給食を喫食していない児童生徒等とする。

なお、生活保護の教育扶助など、他制度による給付を得ている場合や、東京都の支援対象である東京都立学校に在籍している児童生徒については、対象外とする。

3 具体的な取組

(1) 支援の内容及び変更点

- ① 対象となる学齢期児童生徒を養育する世帯に対して、以下の給食費相当額を給付する。

ア 小学生 対象者 約1,200人 1人あたり62,000円

イ 中学生 対象者 約2,050人 1人あたり75,000円

- ② 区内共通商品券ではなく、現金による給付とする。

(2) 申請手続き等

区が対象となる児童生徒を住民基本台帳等から抽出のうえ、対象世帯宛てに申請書を送付し、対象者は申請書もしくは電子申請により口座情報等を記載のうえ、区へ届け出る。

4 スケジュール(予定)

令和6年10月 区立学校在籍者の確認、対象者の抽出

11月 対象世帯宛てに申請書を発送、申請受付開始

12月 順次給付開始

令和7年 1月 勧奨通知を発送

2月末 申請受付終了